

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 風水害：

本市のほとんどの河川は、市西部及び北部の山地から流下し、一級河川大淀川に合流して日向灘に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水の氾濫など浸水被害が発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。本市では、岩瀬川、本庄川で水防法に基づく浸水想定区域に指定された区域及び過去に浸水被害が発生した区域等、水害の発生する危険のある区域として想定する。

2) 土砂災害：

本市は、市域の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地等に集落や市街地が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生する確率が高く、過去は台風や集中豪雨による多くの土砂災害が発生している。市内には土砂災害警戒区域等が 667 箇所（急傾斜地 509 箇所、土石流 156 箇所、地すべり 2 箇所）あり、これら土砂災害警戒区域等を県では随時指定している。本市では、土砂災害警戒区域等を土砂災害の発生するおそれのある区域として想定する。

3) 火山災害：

本市の南西部には、火山活動によって市に被害をもたらす可能性のある火山として霧島山が連なり、平成23年には、約50年ぶりに新燃岳が爆発的噴火をして家屋や農作物等に多大な被害が生じたほか、平成30年には硫黄山が約250年ぶりに噴火をした。江戸時代には新燃岳の爆発的噴火により、死傷者60名以上を含む被害が生じた記録も残されており、今もなお火山活動が活発な状態が継続している。実際に噴火した場合、噴石や火砕流、溶岩流、降灰などにより人命、財産、平穏な生活を失いかねない。周辺地域は観光客や登山客も多いため、避難や安否確認に混乱をきたす可能性もある。

4) 地震災害：

市は、これまで、海溝型地震の「日向灘地震（南部・北部）」及び内陸型地震の「えびのー小林地震」の想定を基本としていたが、平成 23 年の東日本大震災を教訓として、国（内閣府）が南海トラフ地震の想定を行ったこと、県が平成 25 年に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、南海トラフの巨大地震による被害想定の見直しを行ったことを受け、従来想定していた地震に「南海トラフ地震」も加え、今後の市の地震災害対策の基礎とする。日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置しており、過去十数年から数十年間隔で、マグニチュード7クラスの地震が発生しており地震活動が活発な地域となっている。この領域を震源とする日向灘地震は、今後 30 年以内にマグニチュード 8 程度の地震が発生する可能性があるが発生確率は不明、マグニチュード 7.0～7.5 程度の地震が 80%で発生するとされており、本市に大きな被害を及ぼす可能性がある。

5) 感染症

新型インフルエンザについては、10年から40年の周期で新しいタイプが現れ世界的な流行を繰り返している。これはウイルスの変異や交換が原因で起こるものであり、免疫を持たない

状況では感染の広がりや影響は大きくなる可能性がある。本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。本市は基幹産業が畜産業であり、家畜に感染症が発生することにより、本市の経済に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和5年3月31日時点)

- ・商工業者数 2,006人
- ・小規模事業者数 1,592人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林水産業	82	76	
建設業	276	265	
製造業	158	130	
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業	18	18	
運輸・郵便業	24	17	
卸売・小売業	546	389	
金融・保険業	39	33	
不動産・物品賃貸業	56	53	
宿泊業・飲食業	266	233	
サービス業・その他	541	378	
合計	2,006	1,592	

以下、小林商工会議所、野尻町商工会、すき商工会を当会と言い換える。

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・小林市地域防災計画の策定
- ・小林市総合防災マップにより市民への周知
- ・霧島火山防災マップにより市民への周知
- ・小林市国土強靱化地域計画の策定
- ・自主防災組織の防災力強化、訓練・研修拠点として小林市地域防災センターを設置
- ・防災行政無線・防災ラジオにより市民への周知

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険への加入促進
- ・宮崎県・保険会社等が主催する事業者BCP策定セミナーの参加案内
- ・小林まちづくり株式会社が実施する防災訓練への参加

II 課題

本市の南西部には霧島連山が連なり火山活動による被害を受けやすい地域である。平成 23 年には新燃岳の爆発的な噴火があり、平成 30 年には硫黄山の噴火も確認され、県道 1 号線は交通規制されたままである。周辺地域は観光客や登山客も多く、予期せぬ噴火があれば避難や安否確認に混乱をきたす可能性もある。このようなことを踏まえても、地区内小規模事業者の多くは自然災害等による緊急時の取組について漠然的な捉え方をしており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時に対応するための行動基準が示されておらず、役割分担等を含めた体制整備が必要である。また、感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と小林市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発生後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と小林市と連携し、以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害時等リスクの周知

- ・当会は経営支援の巡回時に、ハザードマップを用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し冷静に対応することを周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス（店舗）内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和7年度中に作成予定

3) 関係団体との連携

- ・連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関と連携し普及啓発活動への協力や協力依頼、セミナー等の共催または主催を行う。
- ・新興感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小林市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、小林市）を開催し、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、小林市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 事前の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡および連携を図る。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と小林市で共有する。
- ・ 県内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小林市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と小林市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

- ・ 被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内の 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が推測される地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と小林市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後 ～ 1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間 ～ 2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間 ～ 1 ヶ月	週に 1 回共有する
1 ヶ月以降	状況に応じて協議する

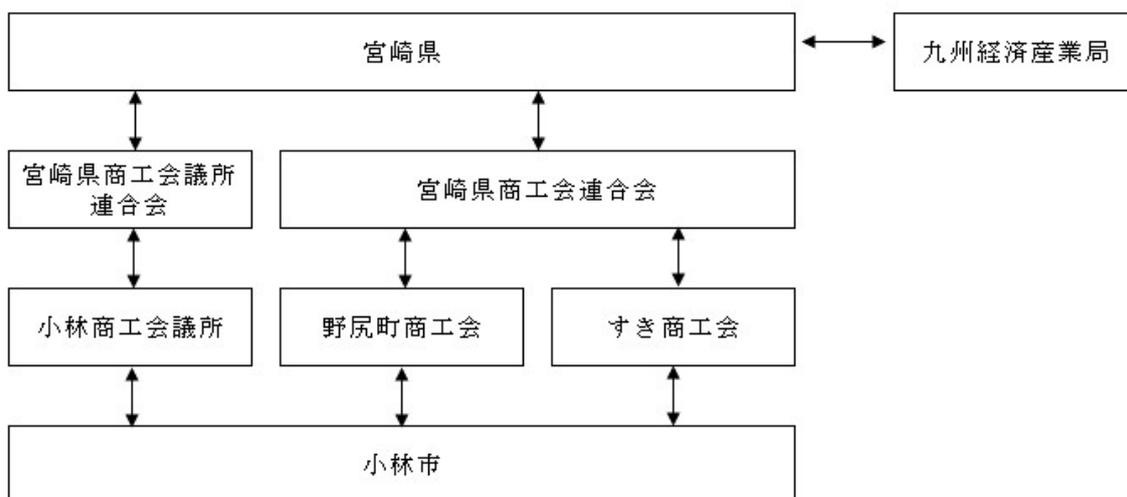
- ・ 感染症に関しては、小林市で取りまとめた「小林市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 当会と小林市は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会と小林市は、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・ 当会と小林市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と小林市が共有した情報を、宮崎県の指定する様式に記載し、当会より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）宮崎県へ報告する。
- ・ 当会と小林市は、宮崎県が指定する様式による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・ 感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と小林市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は小林市より宮崎県へ報告する

1) 情報共有・報告の流れ



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法については、小林市と相談する（当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や宮崎県、小林市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表2)

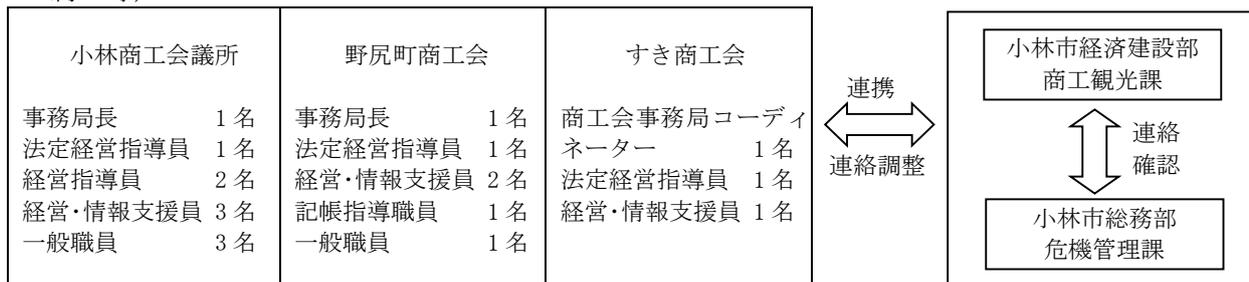
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

名称	職種	氏名	連絡先
小林商工会議所	法定経営指導員	後藤 好弘	連絡先は後述(3)参照
	法定経営指導員	瀬戸本 悟	
野尻町商工会	法定経営指導員	砂地 克洋	
すき商工会	法定経営指導員	赤崎 智	

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
小林商工会議所	886-8502	小林市細野 1897 TENAMUビル2階	0984-23-4121	0984-22-7667	k-cci@miyazaki-cci.or.jp
野尻町商工会	886-0212	小林市野尻町東麓 1163-2	0984-44-1221	0984-44-0021	nojiri@miya-shoko.or.jp
すき商工会	886-0111	小林市須木中原 1728	0984-48-2459	0984-48-3271	suki@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

小林市 経済建設部 商工観光課
 〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
 TEL : 0984-23-1174 / FAX : 0984-23-1197
 E-mail : k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
協議会運営費	60	60	60	60	60
セミナー開催費	70	70	70	70	70
パンフ、チラシ作成費	70	70	70	70	70
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、小林市補助金、宮崎県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。